Ⅰ　滋賀県財政の動向

1　経年変化で見る滋賀県財政の状況

一般会計の歳入決算額、県債残高および基金残高を見ると、歳入規模は、平成 13 年度までほぼ横ばいに推移し、平成 14 年度から減少に転じています。その内訳を見ると、

- 県税は 1,500 億円前後で推移し、平成 14 年度に前年度比 282 億円減と急激に落ち込んだ後は、緩やかに回復しました。その後、経済情勢の急激な悪化により、平成 20 年度以降は再び減少に転じ、平成 21 年度以降はほぼ横ばいで推移していましたが、平成 26 年度からは地方消費税率の引上げなどにより、また、平成２８年度は景気の回復傾向を反映し増加しています。
- 地方交付税は、平成 12 年度をピークに、平成 13 年度からの臨時財政対策債（3 ページ参照）への振替や三位一体の改革の影響により年々減少しましたが、平成 21 年度に県税の大幅な減収や国の交付税総額の増などにより増加に転じ、平成 22 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。
- 県債は、平成 10 年度以降、財政構造改革の取り組みにより投資的経費を抑制したことから一旦減少しましたが、平成 13 年度から臨時財政対策債の発行により増加に転じました。その後、平成 16 年度以降ほぼ横ばいで推移しましたが、平成 21 年度以降、臨時財政対策債の発行額が増加し、また、平成 24 年度以降は、県立学校等の耐震対策や危機管理センターの整備や河川改良事業、国の経済対策に連動した公共事業の実施等の経費が増加していることなどから、高い水準で推移しています。

こうした中、平成２８年度末の県債残高は１兆８１１億円となる見込みであり、年々増加していますが、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債（4,433 億円）を除く実質的な県債残高の割合は減少する見込みです。

また、県の預金である基金残高は、国の経済対策関連基金事業の進捗等に伴い、平成２８年度末には前年度に比べ 180 億円減の 452 億円となる見込みです。

歳入決算額、県債残高および基金残高の推移（一般会計）

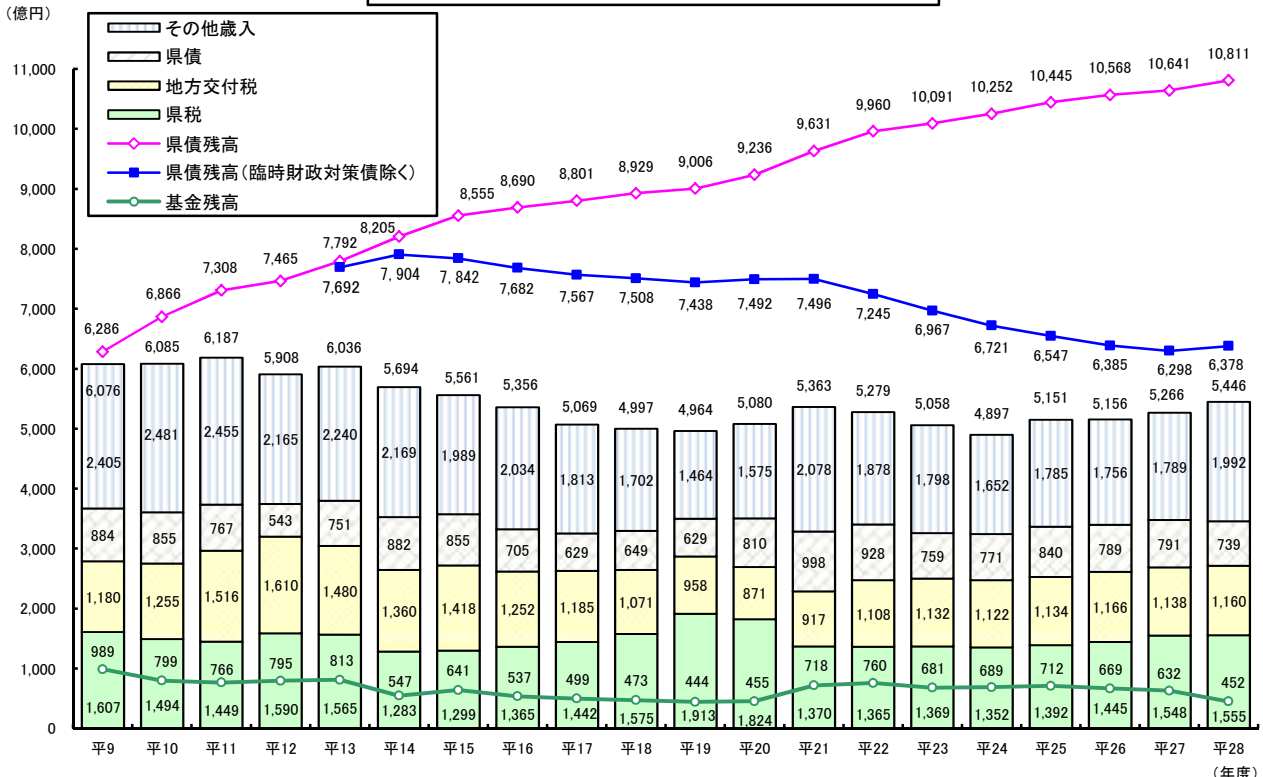

（注）1　歳入決算額は、平成27年度は最終予算額、平成28年度は当初予算額です。
2　県債については、借換債を除いています。
3　県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、平成27年度は決算見込額、平成28年度は当初予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

次に、一般会計歳出決算額とその主な内訳の推移を見ると、まず、歳出規模は、平成 13 年度までほぼ横ばいに推移し、平成 14 年度以降は財政構造改革による歳出削減の取り組み等により、年々減少しました。平成 20 年度および平成 21 年度は国の経済危機対策への対応により一旦増加に転じたものの、平成 22 年度の更なる事業見直し、平成 23 年度の「滋賀県行財政改革方針」に基づく歳出見直しの実施等により、また平成 24 年度は国の経済対策関連基金事業の減などにより年々減少してきましたが、平成 25 年度および平成 26 年度は国の経済対策に呼応した事業や、平成 25 年の台風 18 号による被害の復旧事業、平成 27 年度は医療介護提供体制の充実のための基金事業や県立高等学校の再編整備、地方消費税率の引上げに伴う市町交付金の増、平成 28 年度は国民健康保険や介護保険等の社会保障関係の法令に基づく県負担金の増などにより増加しています。

主な内訳を見ると、

- 職員給与費などの人件費、生活保護や児童扶養手当などの扶助費、県債の返済である公債費をあわせた、いわゆる義務的経費は、平成 16 年度まで増加傾向にありました。その後、財政構造改革による人件費の抑制などによりほぼ横ばいとなりましたが、近年は社会保障関係費の充実や自然増による扶助費の増などにより、増加しています。歳出全体に占める義務的経費の割合については、近年、50%程度で推移しています。
- 投資的経費は、平成 10 年度以降、財政構造改革の取り組みにより、会館等公共施設整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進度調整や規模の見直しなどを行ってきたことから、大幅に減少しています。
- その他の経費は、事業の見直しや重点化により削減に取り組んできましたが、介護保険や後期高齢者医療などの法令に基づく裁量の余地の少ない社会保障関係の負担金等が増加していることに加え、税と社会保障の一体改革に伴う地方消費税の市町交付金や社会保障関係費の増等により、近年は増加傾向にあります。

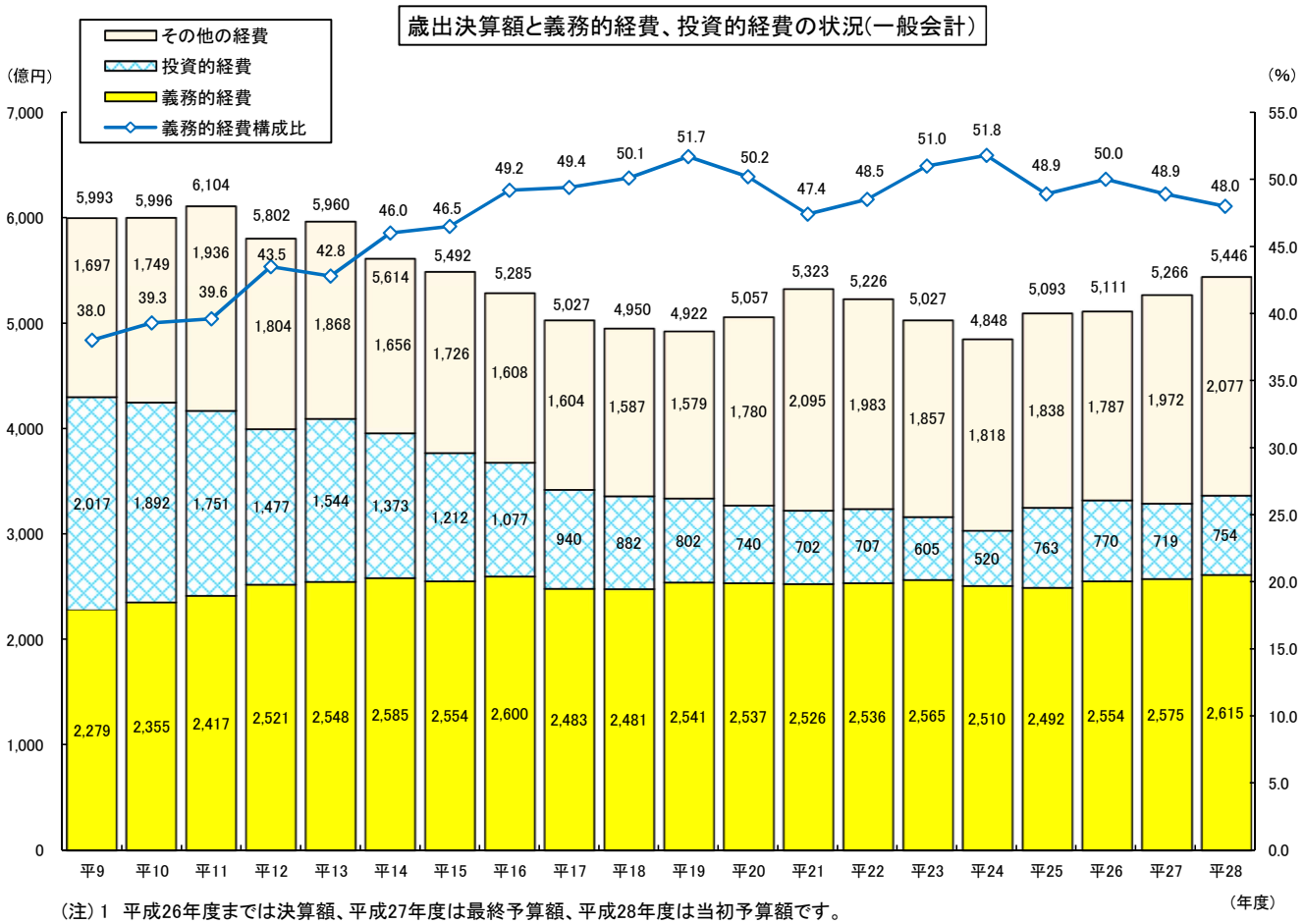

(注) 1 平成26年度までは決算額、平成27年度は最終予算額、平成28年度は当初予算額です。
2 義務的経費の扶助費は市町以外に対するものであり、市町に対するものはその他の経費に区分しています。
3 公債費は借換債を除いています。

財政構造改革の取り組み以降の一般会計の主な歳入歳出の状況を示したのが、下のグラフです。

平成 10 年度を 100 として、平成 28 年度予算と比較してみると、歳出決算額は 91 ですが、投資的経費が大幅に減少しており 40 となっています。また、歳入は、県税が税源移譲の影響もあり、平成 19 年度には 128 まで上昇しましたが、景気低迷等により平成 21 年度には 92 まで落ち込み、その後、地方消費税の税率の引上げなどにより平成 28 年度は 104 となっています。一方、地方交付税は平成 12 年度をピークに、その後は三位一体の改革による大幅削減などにより減少傾向にありましたが、平成 21 年度から県税収入の減等により増加に転じ、平成 22 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。また、県債は平成 13 年度から臨時財政対策債を発行することとなったことから増加に転じ高い水準で推移していますが、それを除いた発行額は 51 と５割程度にまで減少しています。

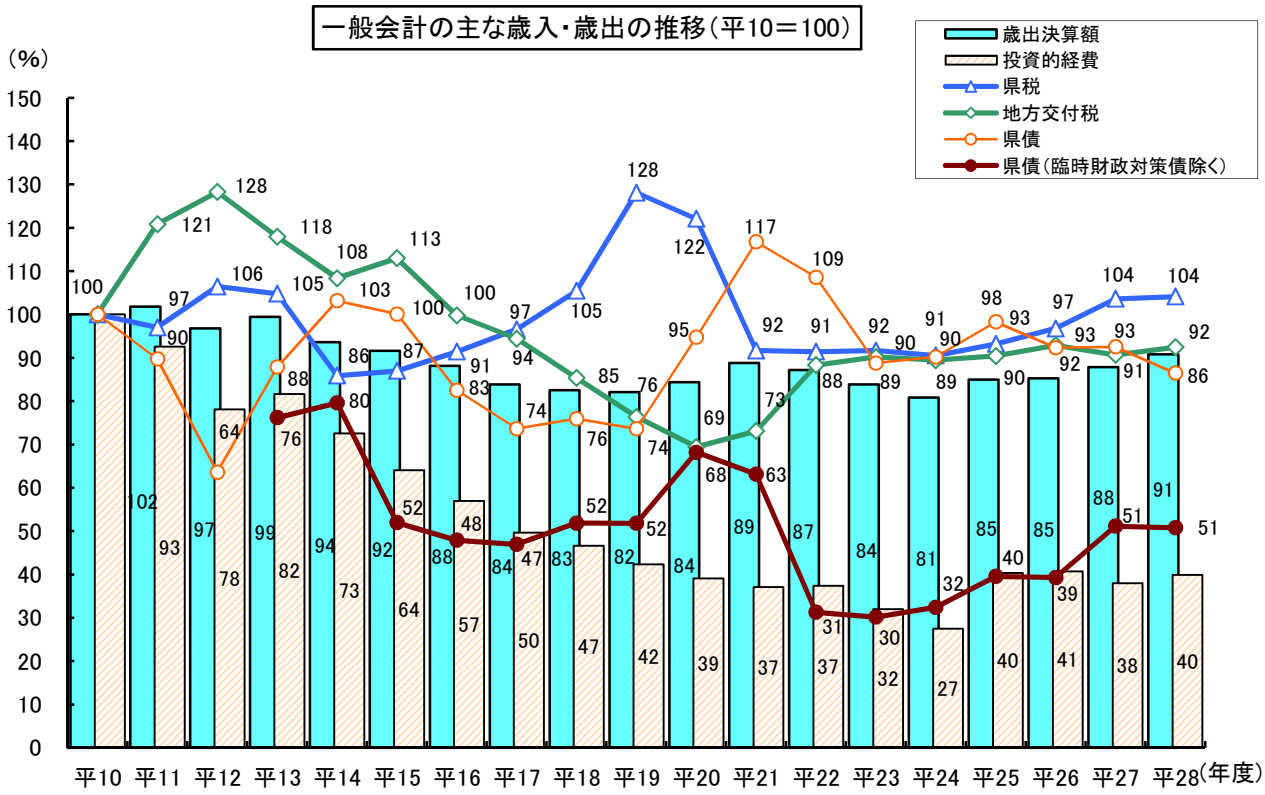

（注）1 平成26年度までは決算額、平成27年度は最終予算額、平成28年度は当初予算額をもとに作成しています。
2 県債および歳出決算額については、借換債に係るものを除いています。

説 明

臨時財政対策債（地方交付税から振り替えられた地方債）とは

地方交付税は、所得税や法人税などに一定の率（法定率）を乗じた分を原資として、各地方自治体に配分・交付されます。交付税総額が不足する場合、平成 12 年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金で措置し、その償還をそれぞれ国と地方が折半して負担する措置が講じられてきましたが、平成 13 年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分については、各団体で地方債を発行して補填することとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第５条の特例となる地方債（一般的に赤字地方債と言われています。）です。

この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方の財政運営に支障のないよう措置されることとなっています。

ただし、地方交付税総額が不足する場合、地方交付税法では前述の法定率を変更して対応することとされていることから、地方自治体は、国に対して赤字地方債の発行ではなく法定率の引き上げを要請しています。

私たち個人や地域の企業が払っている税金（県税）の状況はどうですか？

○景気の影響を受けやすい県税収入

本県の県税収入の大きな特徴は、法人二税（法人県民税と法人事業税）の県税総額に占める割合が高く、企業等の動向に影響を受けやすいということです。

バブル崩壊後の長引く景気の低迷から、県税収入が伸び悩む中、平成 14 年度には、ＩＴ不況の影響を受けて法人二税が大幅な減収となり、県税収入がさらに落ち込みました。その後は景気の回復や平成 19 年度から個人県民税へ税源移譲が行われたことにより、徐々に県税収入も増加しましたが、平成 21 年度からは、世界同時不況や法人事業税の一部が地方法人特別税として国税化された影響により、再び大幅な減収となりました。平成 28 年度当初予算では、企業収益の状況等を踏まえ、全体で 1,555 億円を見込んだところですが、ピークの平成 19 年度決算額と比べると８割程度の水準となっています。

説 明

県税とは

主な税目は、県民税(個人・法人・利子割)、事業税(個人・法人)、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税などです。

（参考） 法人二税の占める割合

H26 決算　27.5%

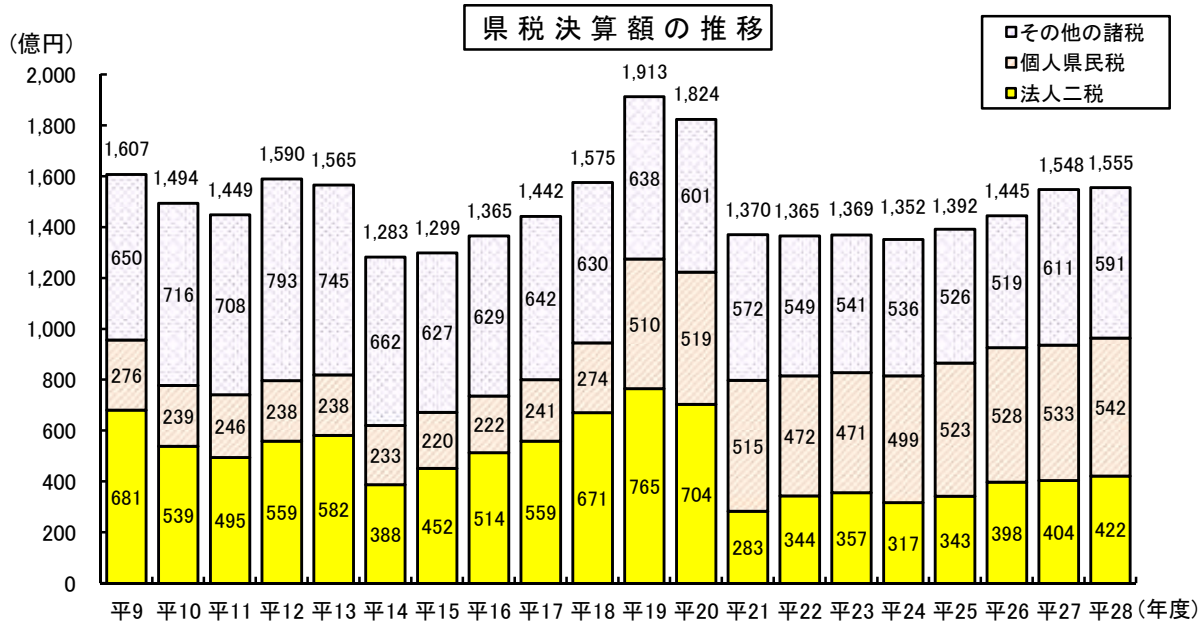

（注）平成 26 年度までは決算額、平成 27 年度は最終予算額、平成 28 年度は当初予算額です。

説 明

地方法人特別税とは

平成 20 年度の税制改正により、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。

これは、法人事業税の所得割・収入割の標準税率を引き下げ、その分を国税の「地方法人特別税」として徴収し、これを各都道府県に「地方法人特別譲与税」として再配分することで、地域間の財政力格差を是正するものです。

本県の平成 28 年度当初予算における影響額は、法人事業税の減収見込額が 166 億円であるのに対し、地方法人特別譲与税の交付見込額が 202 億円であり、差引プラス 36 億円を見込んでいます。

なお、地方法人特別税は、平成 29 年４月１日以後に開始する事業年度から廃止され、全額法人事業税に復元されます。

県の借金（県債）はどのようになっていますか？

○県債発行額の推移

県債の発行については、平成９年度までは、国の経済対策に呼応し公共投資を行ったことなどにより、高い水準にありましたが、平成10年度以降は、財政構造改革の取り組みにより、極力抑制しました。

しかし、平成13年度からは地方の財源不足の一部を臨時財政対策債でまかなうこととされ、再び増加に転じました。平成16年度以降は、県税収入の増加等に伴い臨時財政対策債の発行額が減少したことや、財政構造改革に一層取り組んだことなどにより減少しましたが、平成20年度以降は、県税収入の減少等に伴う臨時財政対策債の発行額の増加や、平成25年の台風18号による被害への対応、県立高等学校の再編整備や耐震対策、危機管理センター等の整備などにより、県債発行額は高い水準にあります。

なお、本県では、財政融資、地方公共団体金融機構、銀行等引受および、市場公募による資金調達を行っています。

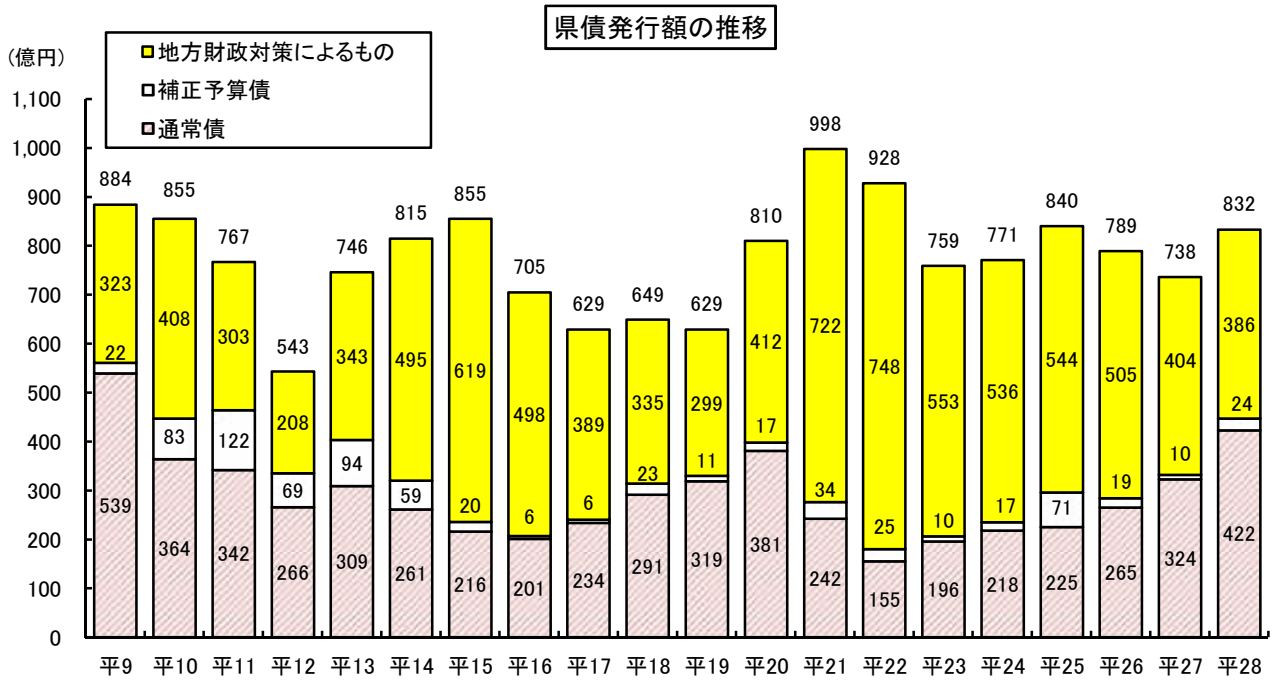

（注）１ 平成26年度までは決算額、平成27年度は決算見込額、平成28年度は当初予算額と前年度からの繰越分の合計額で、借換債およびNTT債を除いています。

２ 地方財政対策によるものとは、臨時財政対策債、財源対策債、減収補填債、住民税等減税補填債等で、その元利償還金相当額の全部または一部が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

説 明

市場公募債について

県では、資金調達方法を多様化し、安定的な資金調達を図るため、平成23年度から「全国型市場公募地方債」を発行しています。

「全国型市場公募地方債」は、銀行や信用金庫、証券会社などの金融機関を通じて、全国の幅広い投資家に販売する地方債で、都道府県では34団体（平成27年度実績）で発行されています。

銘　　柄　　名	滋賀県平成27年度第１回公募公債
発行額・起債の目的	100億円（臨時財政対策債）
発　　行　　日	平成27年11月27日（金）
償　　還　　日	平成37年11月27日（木）（10年・満期一括償還）

○県債残高の推移

県債残高は、年々増加していますが、その内訳を見ると、通常債に係る県債の残高は、発行を抑制していることから、ほぼ横ばいとなっています。一方、国の地方財政対策による県債は、臨時財政対策債の増加等により、残高が増嵩しています。

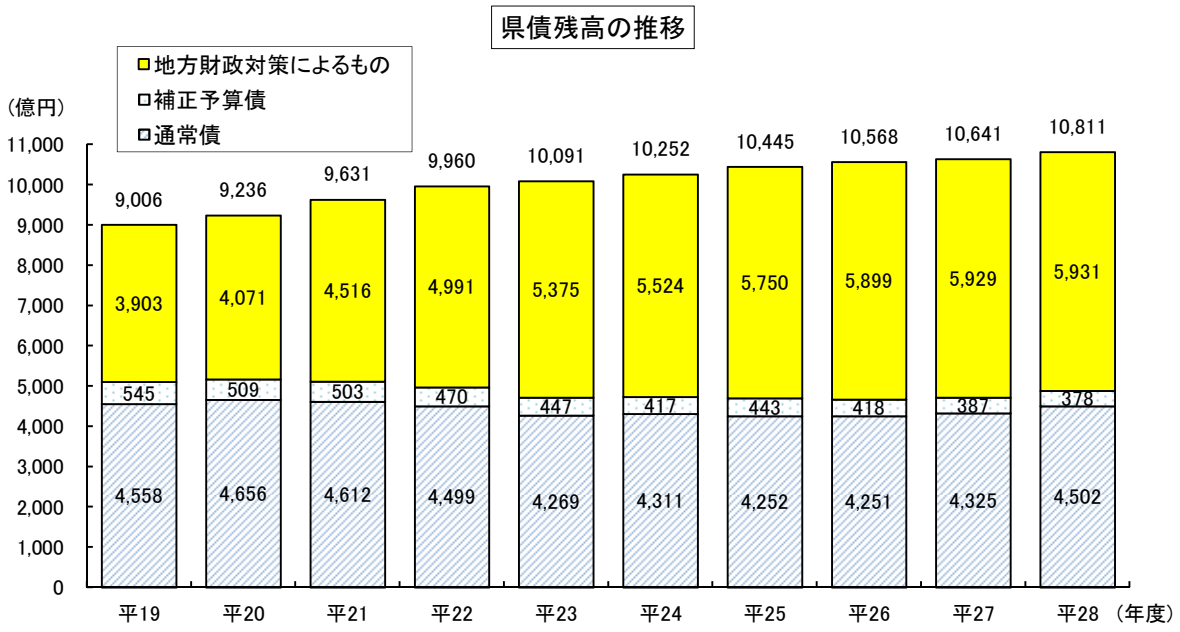

（注）平成26年度までは各年度末現在高、平成27年度は決算見込額、平成28年度は当初予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

○公債費の推移と今後の見込み

これまでの財政構造改革の取り組みにより新たな県債発行を抑制してきましたが、臨時財政対策債の償還が増えることなどにより、公債費は今後も増加が見込まれます。

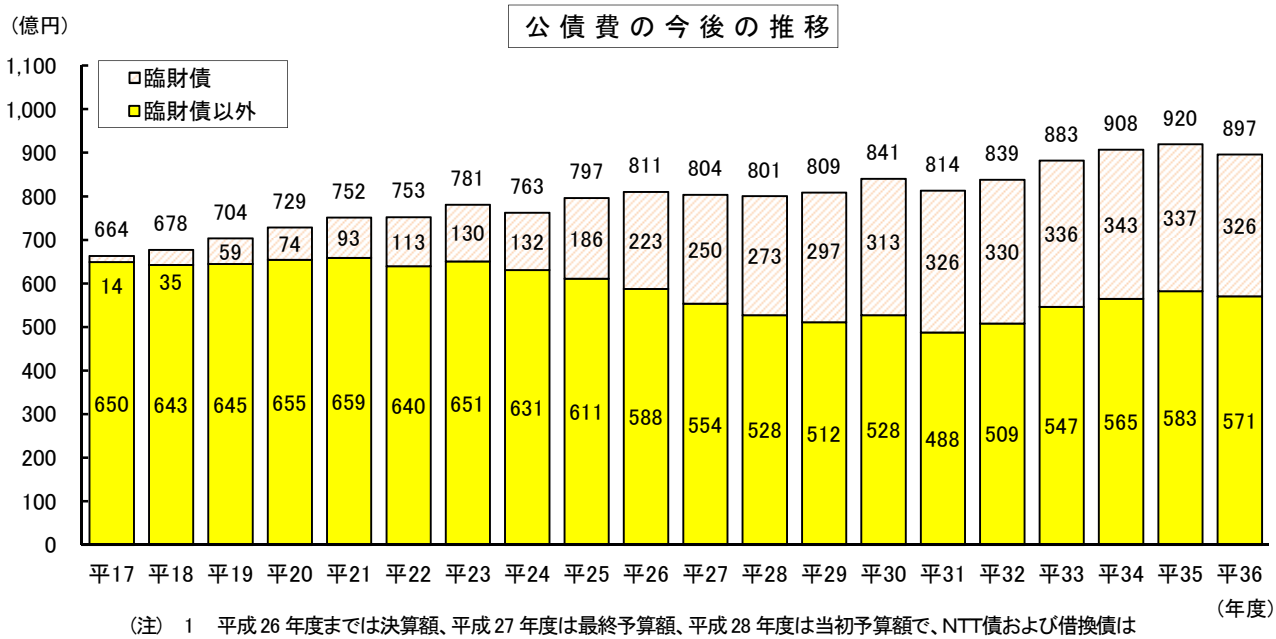

（注）1　平成 26 年度までは決算額、平成 27 年度は最終予算額、平成 28 年度は当初予算額で、NTT債および借換債は除いています。
2　平成 29 年度以降の新規発行額は、平成 28 年度と同額として試算しています。

県民負担の状況

• 県民１人当たり県税負担額（平成 27 年度最終予算額ベース）	109,519 円
• 県民１人当たり県債残高（平成 27 年度末見込・臨時財政対策債含む）	752,957 円
•　　〃　　（　　〃　　・臨時財政対策債除く）	445,662 円

県税の県民１人当たりの負担額は、平成 28 年度予算では 110,035 円となり、前年度の最終予算額と比べると 516 円、0.5%増加しています。

県税の県民1人当たり負担額の推移

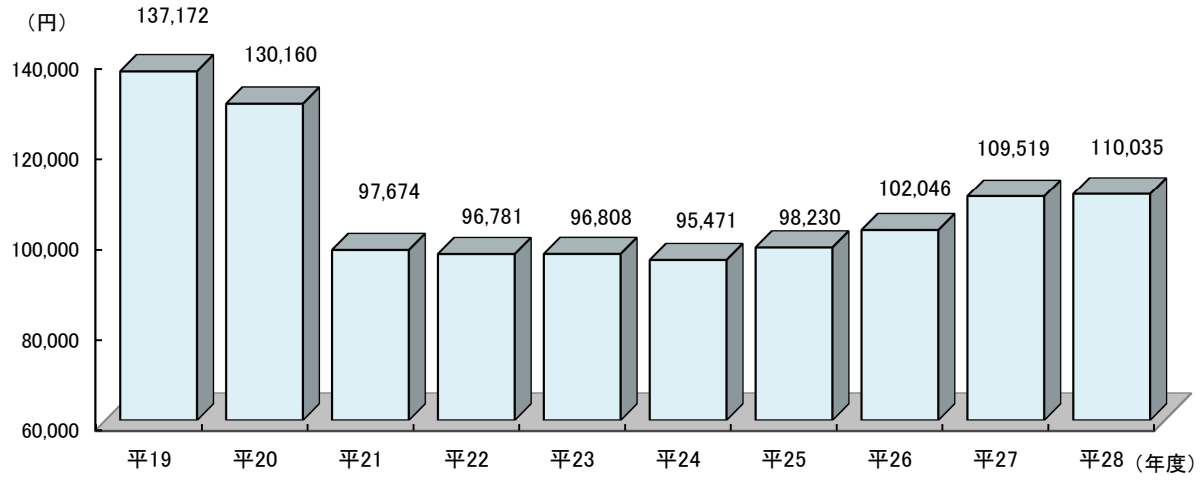

（注） 県税の県民１人当たり負担額は、県税決算額（平成 27 年度は最終予算額、平成 28 年度は当初予算額）を、各年 10 月１日現在の推計人口（平成 22 年度は国勢調査人口、平成 27 年度は国勢調査速報値人口、平成 28 年度は平成 27 年度の人口）で除したものです。

県債残高の県民１人当たりの負担額は、平成 28 年度末には、臨時財政対策債を含めた総額では、765,011 円、前年度比 12,054 円の増加、臨時財政対策債を除くと 451,310 円、前年度比 5,648 円の増加となる見込みです。

県債残高の県民1人当たり負担額の推移（一般会計）

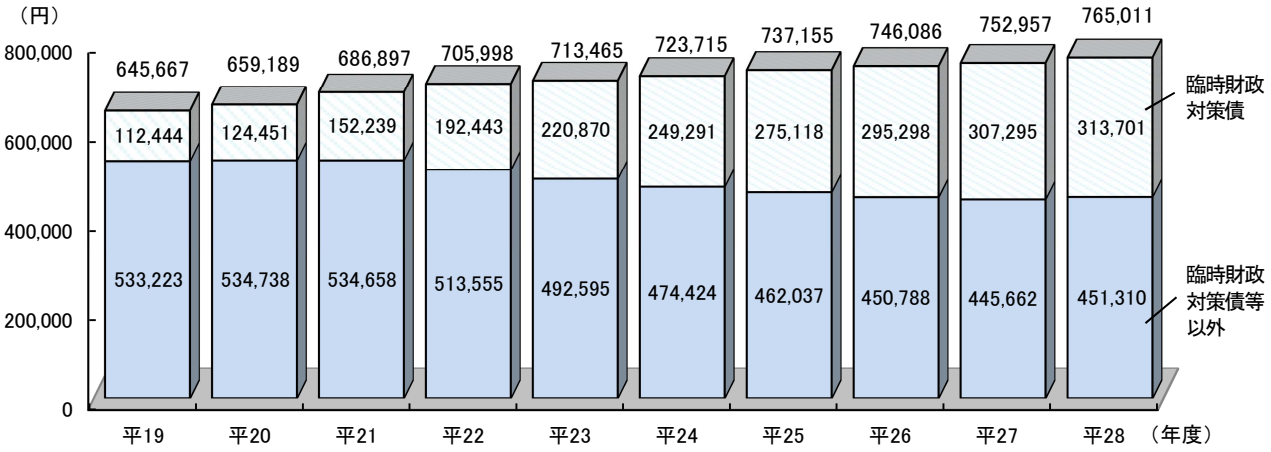

（注） 県債残高の県民１人当たり負担額は、県債残高（平成26年度までは決算額、平成27年度および平成28年度は見込額）を、各年10月１日現在の推計人口（平成22年度は国勢調査人口、平成27年度は国勢調査速報値人口、平成28年度は平成27年度の人口）で除したものです。

県には預金がいくらあるのですか？

○県の預金（基金）の状況

一般会計で管理している基金には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、借入金の返済に備えるための県債管理基金、施設整備などの特定目的のために将来必要となる財源をあらかじめ準備しておくための基金、そして国の経済対策のために設置された基金があり、平成２７年度末現在高見込額（平成２７年度決算見込額による）は632 億円となっています。

主な基金と平成 27年度末現在高見込額（平成 27年度決算見込額による）

財政調整基金	19,094 百万円	県債管理基金	12,069 百万円
福祉・教育振興基金	8,335 百万円	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金	3,575 百万円
琵琶湖管理基金	3,292 百万円		
＜国の経済対策関連の基金＞			
子育て支援対策臨時特例基金	755 百万円	農地中間管理事業推進基金	521 百万円
地域医療再生臨時特例基金	213 百万円	森林整備加速化・林業再生基金	107 百万円

○基金残高の推移

平成４年度末に 1,497 億円あった基金は、目的とする事業への活用や財源不足への対応などのために取り崩しを行った結果、減少傾向にあります。特に、平成 14 年度には、県税収入の大きな落ち込みを補うため、県債管理基金などを大幅に取り崩すこととなり、それ以降も、財源調整的な基金である財政調整基金と県債管理基金の取り崩しに依存した財政運営を余儀なくされました。

平成 22 年度以降、税収が当初見込みを上回ったことなどから、財政調整基金および県債管理基金の残高を確保し、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備えることとしましたが、平成２７年度には、事業の執行に併せて国の経済対策関連基金を取り崩したことなどにより、平成２７年度末の一般会計に係る基金残高は632 億円と、前年度末に比べ 37 億円減少する見込みです。

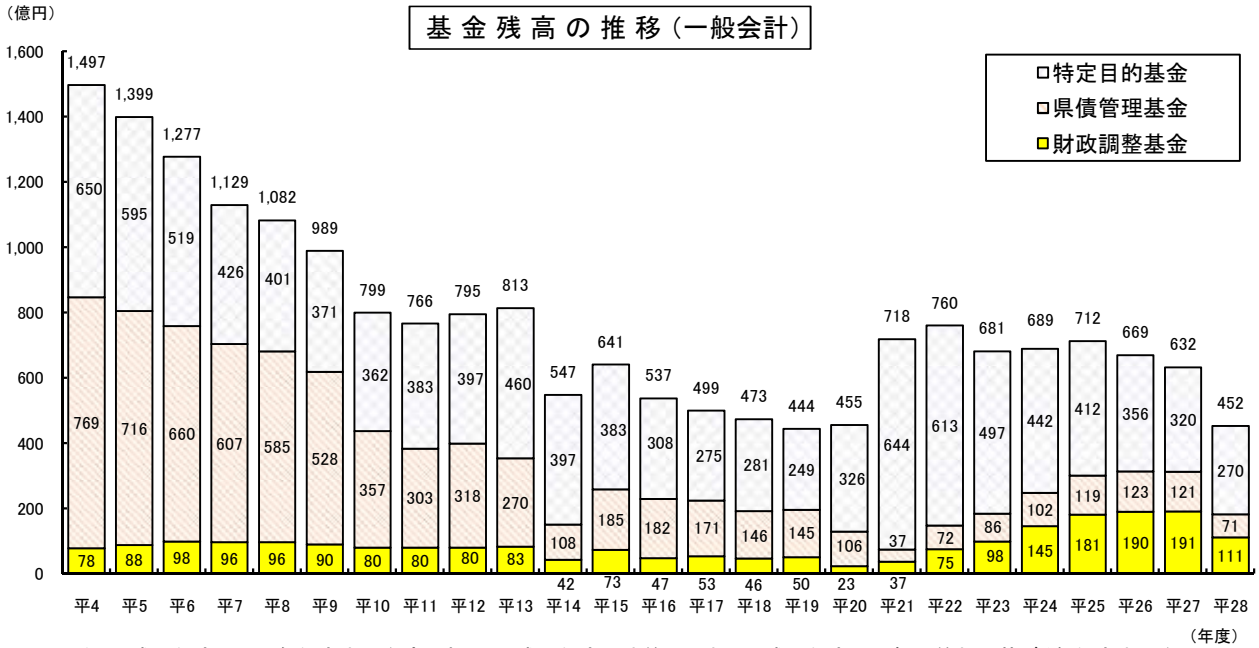

（注）平成26年度までは各年度末現在高であり、平成27年度は決算見込額、平成28年度は当初予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

どんな経費が増えていて、どんな経費が減っているのですか？

○歳出内訳の推移

義務的経費のうち、大きなウエイトを占める人件費は、これまで事務事業の徹底した見直しや組織・機構の見直しなどを図る中、定員削減を行い、適正化に努めてきました。平成 28 年度については、平成 27 年度の人事委員会勧告の実施に伴う増や、退職者の増加に伴う退職手当の増などの影響により増加しています。

また、生活保護や児童扶養手当などの扶助費は、平成 24 年度に市町に事務を移管したことにより一旦減少しましたが、平成 26 年度以降は再び増加しています。公債費は、地方交付税の振替として平成 13 年度以降発行している臨時財政対策債の償還額の増などにより増加傾向にありましたが、平成 27、28 年度については、利子等の減によりほぼ横ばいとなっています。

投資的経費は、平成 24 年度までは縮小傾向にありましたが、平成 25 年度に台風 18 号による被害への対応や危機管理センターの整備などにより増加し、以後は横ばいの傾向にあります。また、補助費等は、社会保障関係費の増などにより近年増加傾向にあり、平成 27 年度以降は地方消費税の税率引上げによる地方消費税都道府県清算金の増などにより大きく増加しています。

歳出決算額（性質別）の過去10年間の推移（一般会計）

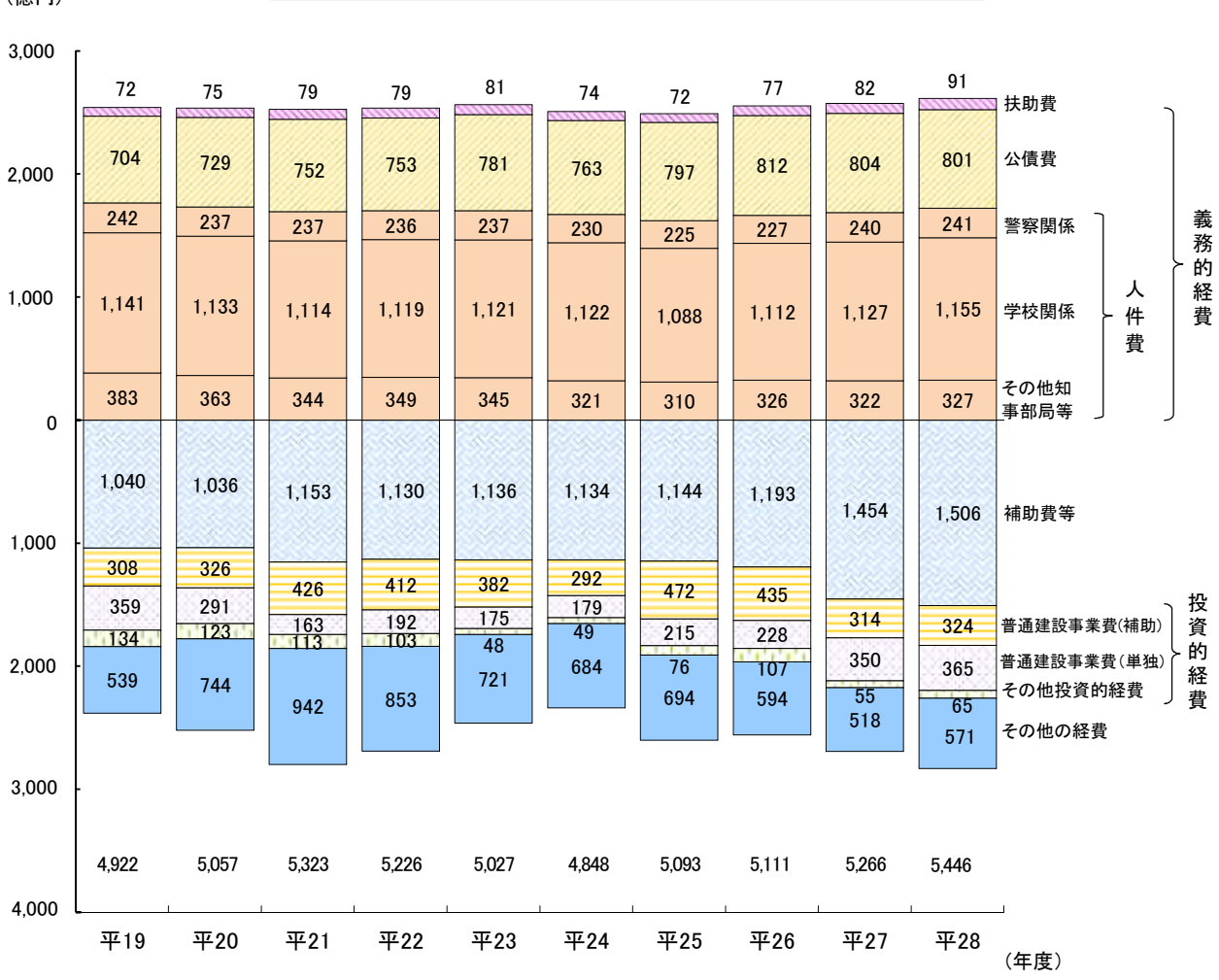

（注）1　平成27年度は最終予算額、平成28年度は当初予算額です。
　　2　本表での性質別の区分においては、扶助費のうち市町に対するものは、補助費等に含んでいます。